

## 別府市サテライトオフィス等整備促進事業費補助金交付要綱

制定	令和3年	5月31日
	別府市告示第360号	
改正	令和4年	2月28日
	別府市告示第58号	
改正	令和4年	5月6日
	別府市告示第245号	

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新しい働き方に対応したテレワーク等の導入により都市部から地方へ進出する企業の誘致促進や移住者及び定住者の増加を図るため、サテライトオフィス又はコワーキングスペースの整備に要する費用に対して予算の範囲内で別府市サテライトオフィス等整備促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成2年別府市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) テレワーク 情報通信技術の活用により、場所や時間その他の制約にとらわれない柔軟な働き方をいう。
- (2) サテライトオフィス 企業（個人事業主を含む。）が拠点事務所から離れた場所に開設するテレワークによる勤務ができる通信機能を備えた事務所として賃借できる施設であって、新耐震基準に適合し、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に違反していないものをいう。
- (3) コワーキングスペース 事務所スペース、会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら独立した仕事を行うスペースであって、新耐震基準に適合し、都市計画法、建築基準法その他の関係法令に違反し

ていないものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす法人とする。

- (1) 市税を完納していること。
- (2) 過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 過去に、国、別府市又は他の地方公共団体から金銭による補助を受けて、別府市内において、サテライトオフィス又はコワーキングスペースを整備していないこと。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は公序良俗に反する事業を行う者でないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者でないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1に定める事業（国、別府市又は他の地方公共団体から補助金以外の金銭による補助を受ける事業を除く。）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち別表第2各号に掲げるものとする。

- 2 補助対象経費の額は、別表第2各号に掲げる経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、同表第1号及び第2号に掲げる経費の合計額のうち補助対象経費の額に算定できる額は、同表各号に掲

げる経費の合計額の2割に相当する額を限度とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、その額が1,000万円を超えるときは1,000万円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業に着手する前に別府市サテライトオフィス等整備促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 別府市サテライトオフィス等整備促進事業費補助金事業計画書(様式第3号)

(3) 別府市サテライトオフィス等整備促進事業費補助金収支予算書(様式第4号)

(4) 整備するサテライトオフィス又はコワーキングスペース(以下「補助対象施設」という。)の整備内容が確認できる書類(見積書(原則2者以上)又は設計図書)

(5) 補助事業の実施場所の付近見取図

(6) 補助対象施設の整備前後の配置図、平面図及び立面図等

(7) 補助対象施設の不動産登記事項証明書

(8) 別府市サテライトオフィス等整備促進事業費補助金整備・改修工事同意書(様式第5号)(補助対象施設が賃借物件である場合に限る。)

(9) 登記事項証明書の写し

(10) 補助対象施設の運営計画及びPRの広報計画

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、別府市サテライトオフィス等整備促進事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金交付の適否の決定において必要がある

と認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、規則第5条の規定により、前条の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金を得て整備したサテライトオフィス又はコワーキングスペースを整備後5年以上運営することを誓約できること。
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、別府市サテライトオフィス等整備促進事業費補助金変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別府市サテライトオフィス等整備促進事業費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助金を得て整備したサテライトオフィス又はコワーキングスペースを次に掲げる事業に使用させないこと。

ア 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業

イ 商品先物取引とみなされる事業

ウ 訪問販売（特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第1項に規定する訪問販売をいう。）、電話勧誘販売（同条第3項に規定する電話勧誘販売をいう。）、連鎖販売取引（同法第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。）その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う事業

エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業

オ 小売又は飲食を主たる目的とする事業（店舗として使用する場合に限る。）

カ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

キ アからカまでに掲げる事業のほか、その事業の内容が公の秩序又

は善良の風俗を害するおそれがあり、補助金を交付することが不適当と認められる事業

- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (7) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、市長の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供しないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合は、この限りでない。
- (8) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (9) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合は、この限りでない。
- (10) 市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (11) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 前項第2号の軽微な変更は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減  
(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第8条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過する日までの間は、第7条に規定する申請を取り下げることができる。

(状況報告)

第 1 1 条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合は、遅滞なく別府市サテライトオフィス等整備促進事業費補助金補助事業着手（完了）届（様式第 9 号）に当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に着手したとき 次に掲げる書類

ア 契約書又は見積書の写し

イ その他市長が必要と認める書類

(2) 補助事業が完了したとき 次に掲げる書類

ア 完成写真等

イ 補助事業者による工事完了検査の調書の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日の翌日から起算して 3 0 日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い期日までに、別府市サテライトオフィス等整備促進事業費補助金実績報告書（様式第 1 0 号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 別府市サテライトオフィス等整備促進事業費補助金事業実績書（様式第 1 1 号）

(2) 別府市サテライトオフィス等整備促進事業費補助金収支精算書（様式第 1 2 号）

(3) 契約書又は見積書の写し（前条第 1 号の規定により市長に提出したものを除く。）

(4) 完成写真等（前条第 2 号の規定により市長に提出したものを除く。）

(5) 補助事業者による工事完了検査の調書の写し（前条第 2 号の規定により市長に提出したものを除く。）

(6) 領収書及び請求書の写し

(7) 財産管理台帳の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 1 3 条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を

審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、別府市サテライトオフィス等整備促進事業費補助金交付額確定通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、別府市サテライトオフィス等整備促進事業費補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還等）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和3年5月10日から適用する。

附 則（令和4年2月28日別府市告示第58号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別府市サテライトオフィス等整備促進事業費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請のあった別府市サテライトオフィス等整備促進事業費補助金について適用する。

3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式第1号、様式第2号、様

式第7号から様式第10号まで及び様式第14号の用紙は、当分の間、  
所要の補正をして使用することができる。

附 則（令和4年5月6日別府市告示第245号）

この要綱は、告示の日から施行する。



別表第1（第4条関係）

補助事業	要件
サテライトオフィス整備事業	<p>別府市内で次に掲げる要件を満たすサテライトオフィスを整備すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施錠できること。</li> <li>2 賃貸借用であること。</li> <li>3 法人が事務所として登記可能であること。</li> <li>4 情報セキュリティの確保されたW i - F i等の光インターネット環境が整備されていること。</li> <li>5 オフィス（共用部分、トイレ、洗面などを除く。）の面積が、100㎡以上であること。</li> <li>6 外観により宗教的又は政治的な趣旨、目的等を有すると類推されるおそれのないこと。</li> </ol>
コワーキングスペース整備事業	<p>別府市内で次に掲げる要件を満たすコワーキングスペースを整備すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施錠できる個室スペースを有すること。</li> <li>2 共有できる事務所スペース、会議室、打ち合わせスペース等を有すること。</li> <li>3 法人が事務所として登記可能であること。</li> <li>4 情報セキュリティの確保されたW i - F i等の光インターネット環境が整備されていること。</li> <li>5 コワーキングスペースの整備と同時に、次に掲げる要件を満たすサテライトオフィスを整備すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施錠できること。</li> <li>(2) 賃貸借用であること。</li> <li>(3) 法人が事務所として登記可能であること。</li> <li>(4) 情報セキュリティの確保されたW i - F i等の光インターネット環境が整備されていること。</li> <li>(5) オフィス（共用部分、トイレ、洗面などを除く。）の面積が、60㎡以上であること。</li> </ol> </li> <li>5 外観により宗教的又は政治的な趣旨、目的等を有すると類推されるおそれのないこと。</li> </ol>

備考 サテライトオフィス又はコワーキングスペースには、トイレ、洗面など事業活動に必要な付帯設備（共有であると占有であるとを問わない。）を含む。

別表第2（第5条関係）

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 既存施設の除却及び解体費</li><li>(2) 建物及びその附属設備の取得費</li><li>(3) 工事請負費</li><li>(4) 委託料</li><li>(5) インターネットセキュリティー関連機器の整備費</li><li>(6) 備品（空調、照明設備、複合機、デスク、椅子、パーテーション、キャビネット等）の購入費</li><li>(7) その他市長が必要と認める経費</li></ul> |
|--|

備考

- 1 トイレ、洗面など事業活動に必要な付帯設備が共有である場合は、専有利用の部分の面積に対する各々の専有利用面積の割合に応じて共有部分に要した経費を按分した額を加算する。
- 2 補助対象経費と補助対象経費以外の経費の区別が困難な経費は、除く。
- 3 消費税及び地方消費税は、除く。